

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正に係る新旧対照表（案）

新	旧
<p>第1 臨床研修省令の趣旨 (略)</p> <p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準 1～13 (略)</p> <p>14 臨床研修病院の指定の取消し 厚生労働大臣は、臨床研修病院がいづれかに該当するときは、法第16条の2第2項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができること。</p> <p>ア 臨床研修病院の区分ごとに、前述5(1)及び(2)のそれぞれのそれぞれの臨床研修病院の指定の基準に適合しなくなったとき(5(1)オの基準にあたっては、2年以上にわたり基準に適合しなかったときに限る。)</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>15～25 (略)</p> <p>26 施行期日等 (1)～(4) (略)</p> <p>(5)平成16年4月1日前に法第16条の2第1項の規定による指定を受けている病院については、改正法附則第9条(指定病院に係る経過措置)の規定により、改正法による改正後の法第16条の2第1項の規定による指定を受けている病院とみなされるものであること。具体的には、同日前に、主病院の指定を受けている病院については臨床研修省令に基づく基幹型臨床研修病院と、従病院の指定を受けている病院については臨床研修省令に基づく協力型臨床研修病院とみなされるものであること。また、<u>医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号)の施行前に単独型又は管理型臨床研修病院として指定を受けている病院については、臨床研修</u></p>	<p>第1 臨床研修省令の趣旨 (略)</p> <p>第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準 1～13 (略)</p> <p>14 臨床研修病院の指定の取消し 厚生労働大臣は、臨床研修病院がいづれかに該当するときは、法第16条の2第2項の規定により臨床研修病院の指定を取り消すことができること。</p> <p>ア 臨床研修病院の区分ごとに、前述5(1)及び(2)のそれぞれの臨床研修病院の指定の基準に適合しなくなったとき。</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>15～25 (略)</p> <p>26 施行期日等 (1)～(4) (略)</p> <p>(5)平成16年4月1日前に法第16条の2第1項の規定による指定を受けている病院については、改正法附則第9条(指定病院に係る経過措置)の規定により、改正法による改正後の法第16条の2第1項の規定による指定を受けている病院とみなされるものであること。具体的には、同日前に、主病院の指定を受けている病院については臨床研修省令に基づく基幹型臨床研修病院と、従病院の指定を受けている病院については臨床研修省令に基づく協力型臨床研修病院とみなされるものであること。また、<u>臨床研修省令の一部を改正する省令(平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号)の施行前に単独型又は管理型臨床研修病院として指定を受けている病院については、臨床研修省令に基づく基幹型臨床研修病院とみなされるも</u></p>

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正に係る新旧対照表（案）

新	旧
<p>省令に基づき基幹型臨床研修病院とみなされるものであること。</p> <p>第3 当面の取扱い 1 (略)</p> <p>2 基幹型臨床研修病院の指定の基準について <u>医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令（平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号）附則の規定により、基幹型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、平成24年4月1日以降、前述第2の5（1）才の基幹型臨床研修病院の指定の基準を満たさない場合は、個別の訪問調査等により、適切な指導体制が確保され、かつ、研修医が基本的な診療能力を修得することができると認められる場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4 検討規定 (略)</p>	<p>のであること。</p> <p>第3 当面の取扱い 1 (略)</p> <p>2 単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院について <u>臨床研修省令の一部を改正する省令（平成21年4月28日公布 厚生労働省令第105号）附則の規定により、基幹型臨床研修病院とみなされた単独型臨床研修病院又は管理型臨床研修病院が、基幹型臨床研修病院の指定の基準を満たさない場合は、研修医の募集を行う年度を起点として過去3年間に研修医の受入実績がある場合に限り、基幹型臨床研修病院として指定を継続するものであること。ただし、この取扱いは、平成24年度から臨床研修を開始する研修医の募集期間まで適用し、平成24年3月31日をもって廃止すること。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>第4 検討規定 (略)</p>